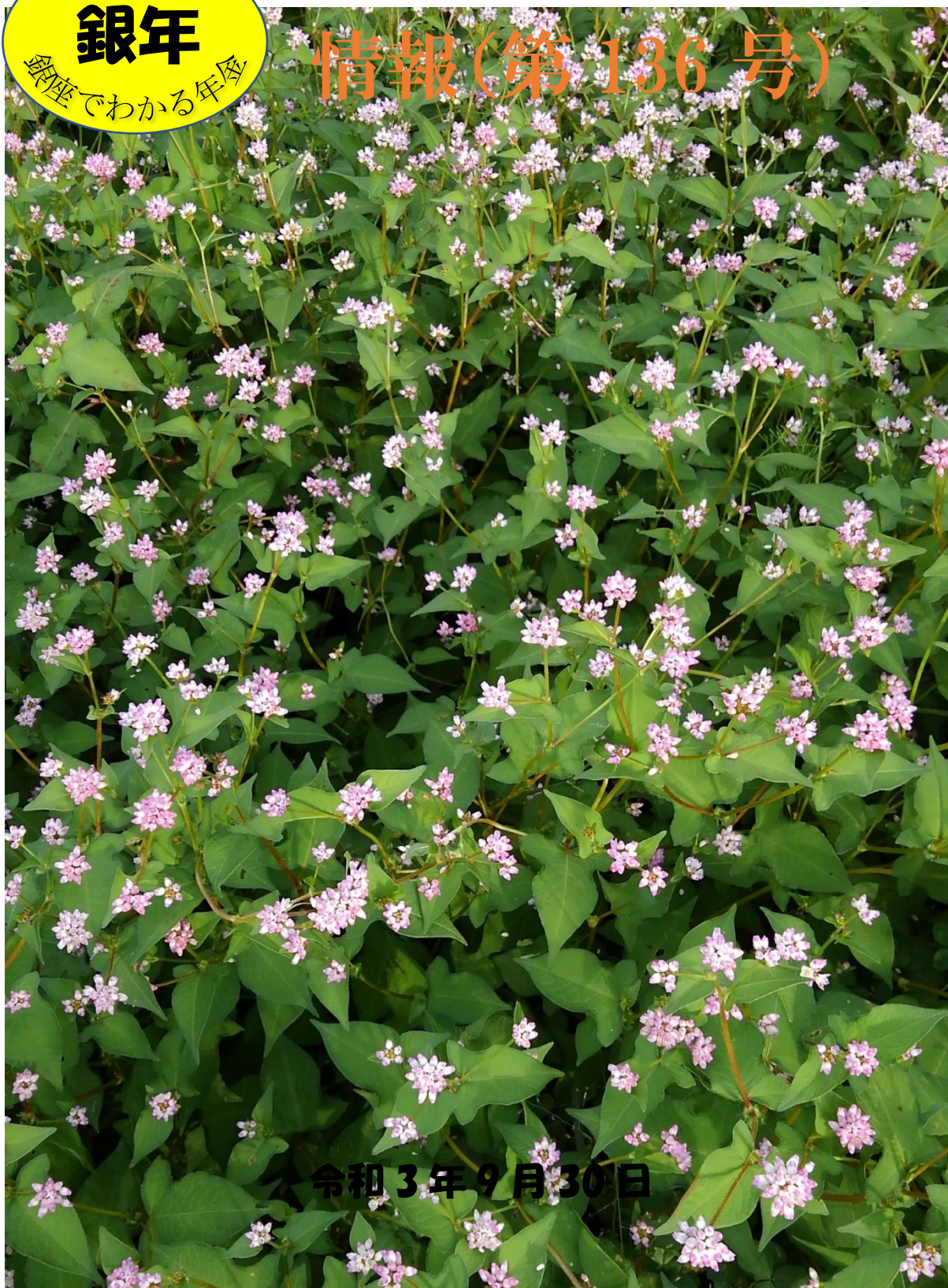


銀年

銀座でわかる年座

情報(第136号)



令和3年9月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

蕎麦の花：検索結果によると蕎麦の花（周南市須々万 令和3年9月26日）

標準報酬月額の時決定



1 時決定の概要

前号では、資格取得時の標準報酬月額の決定について解説しました。今号では「時決定」について詳しく解説します。

社会保険料は、会社が労働者に支払った給与の額をもとに算定した標準報酬月額から算出します。この給与額は昇級や残業手当などで毎年変動することが通常です。このため、毎年決まった時期に届出をして、その後1年間の標準報酬月額を決定することにしています。この届出が「被保険者報酬月額算定基礎届」（以下「算定基礎届」といいます）で、標準報酬月額を毎年時に見直し決定する（9月1日）ことから「時決定」と呼んでいます。

2 時決定の流れ

時決定の具体的な流れは以下のとおりです。

(1) 対象者

原則として、毎年7月1日現在で被保険者となっている従業員が対象となります。休職中や育児休業などを取得している人も含まれ、また、70歳以上の健康保険被保険者も対象になりますので注意しましょう。ただし、以下に該当する従業員は対象とはなりません。

- ① 6月30日までに退職した者
- ② その年の6月1日から7月1日までの被保険者資格取得者
- ③ 7月から9月に標準報酬月額の随時改定(次号以降で解説)が行われる者

(2) 支払給与額などの確認

4月・5月・6月に支払われた報酬額と支払基礎日数(4(2)参照)を、賃金台帳や出勤簿などをもとに確認します。報酬額は通貨払いと現物支給(前号にて解説)のそれぞれの額を確認しておきます。

(3) 算定基礎届の作成

(2)をもとに、報酬月額の総額と平均額を計算します。その平均額をもとに定められた標準報酬月額表にあてはめて標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

(4) 届出書の提出

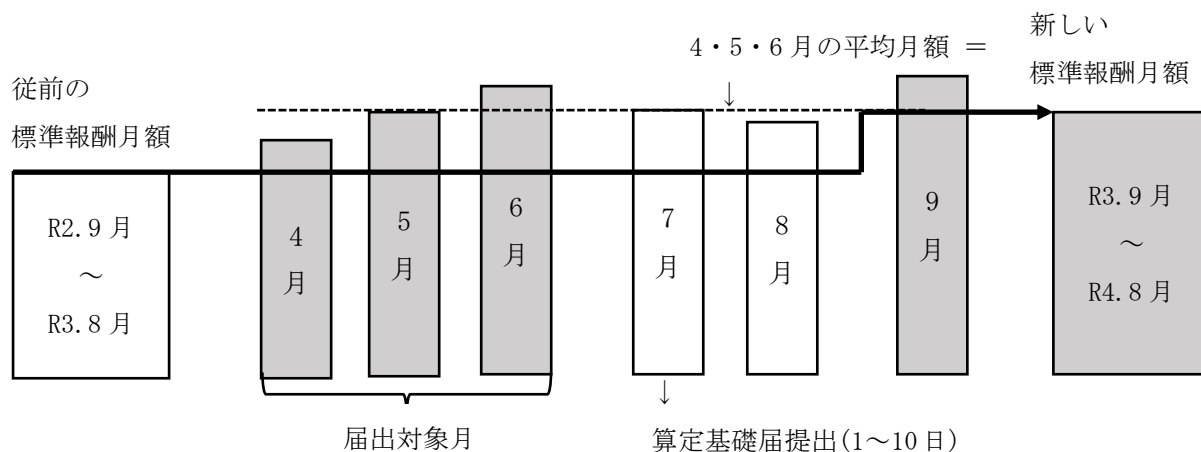
算定基礎届を、7月1日から7月10日までに広島広域事務センター(管轄年金事務所)に提出します。

(5) 決定通知書の受取り

標準報酬月額が決定されると「標準報酬月額決定通知書」が前記事務センターより送付されてきます。これに基づき9月からの保険料を給与(10月給与支給分)より控除します。従業員には給与明細書などで新標準報酬月額を通知してください。

3 標準報酬月額算定方法

原則として、4、5、6 月に支払われた報酬額を 3 で除して、1 か月の平均報酬額を算出し、標準報酬月額表にあてはめて決定します。



4 標準報酬月額の算定時の注意点

(1) 各月の報酬月額

算定基礎届には、各月の報酬月額を記載すべきところ、「その月に実際に支払われた報酬」であるという点に注意しましょう。つまり、5 月分の報酬とは、5 月 1 日～31 日に支払われた報酬のことで、例えば、4 月末日締め切り、5 月 10 日支給の報酬は、実際は 4 月分の給料ですが、社会保険では 5 月分の報酬として取り扱います。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは、給与や賃金を計算する基礎となる日数で、月給制の場合には、その月の暦日数となります。日給月給制では、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた所定労働日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。日給者の場合は、実際の出勤日数が支払基礎日数となり、有給休暇取得日もこれに含みます。

(3) 支払基礎日数が 17 日未満の月があるとき

定時決定の対象となる 4 月、5 月、6 月の 3 か月間はいずれも支払基礎日数が 17 日以上あることが要件です。17 日未満の月がある場合は、報酬が通常の月とは異常な額となりますから、その月を除いて平均額を出すことにしています。例えば、5 月の支払基礎日数が 17 日未満だった場合は、4 月と 6 月の 2 か月分で平均額を計算します。

当法人では社会保険事務手続き等の代行を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>